

新旧対比表 みずほ外貨定期預金規定

条番号	現行	変更後
第2条 (リーフ口の 取り扱い)	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付しますので、「預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。	この預金を通帳・証書を発行しないリーフ口として取り扱う場合には、この預金の取引明細は、当行が作成する外貨預金取引明細表 (Statement of Account) に記載して交付、またはみずほWEB帳票サービスにて還元します。なお、当行が交付した外貨預金取引明細表は「 <u>預金取引明細帳 (リーフ口) 」 (Statement of Account Binder) にとじ込んで保管してください。</u>
第10条 (預金の解約、書替継続)	1. この預金口座を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、払戻請求書の提出や証書への記名押印がなくても取り扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。	1. この預金口座を解約または一旦継続停止の取り扱いをした後に書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して通帳とともに、または証書裏面の受取欄に届出の印章により記名押印のうえ証書を取引店に提出してください。また、リーフ口の場合には当行所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印して取引店に提出してください。 <u>この場合において、当行は預金者に本人確認書類の提示等を求めることがあります。</u> ただし、元金に利息を加えて書替継続するとき、または元金のみ書替継続して利息を預金口座に入金するときは、払戻請求書の提出や証書への記名押印がなくても取り扱います。この場合、届出の印鑑を引き続き使用します。
	(2020年4月1日現在)	(2021年1月17日現在)